主任技師任用候補者選考に関するQ&A

【研修について】

Q1. 「機構職員としての基本知識」とはどのような知識か？

A1. 係長試験で行っているものがベースとなる。
具体的には人事管理、独立行政法人の会計制度、医事（保険点数）、管理監督についてなどである。

Q2. 専門知識とは臨床検査技師全般についての知識か？

A2. 調整中。
先行して行った関信ブロックでは検査に関する保険点数について問われた。

Q3. 研修時間が20時間以上となっているが時間や研修内容は施設によって違うのか？

A3. 研修内容、研修時間共に北海道東北ブロックで決めるので基本的にはどの施設でも同じ内容、時間である。

Q4. 研修は勤務時間内に行われるのか？

A4. 基本的に勤務時間内に行う。

【選考の内容について】

Q5. 筆記試験の試験範囲は？

A5. 調整中。
機構職員としての基本知識など、基本的に研修会の中で扱った内容から出題される。

Q6. 筆記試験の対象となるテキストなどはあるのか？

A6. 関信ブロックではテキスト１とテキスト２があった。

Q7. プレゼンテーションの準備期間はどのくらいあるのか？

A7. 内容、時期ともに未定であるので準備期間についても未定。

Q8. 合否は総合的に判断するとあるが合格基準は設定されているのか？

A8. 合格基準は設定されており、絶対評価となる。
合格点数を上回ったものが合格となるため、全員合格、全員不合格という場合もある。

Q9. 合格基準は公開する予定はあるのか？

A9. 合格基準は非公開とする。

Q10. 合格者がいない場合（任用候補者名簿に登載がない場合）は主任が欠員になるのか？

A10. 欠員になる。

Q11. 選考結果はいつどのように通知されるのか？

A11. 合否の通知は各施設に院長を通して通知する予定。日時は未定である。

Q12. 目的に「人事管理の適正と公平を図るために実施する」とあるが、試験を受けずにすでに主任になっている人との公平性をどのように担保するのか？

A12. やむをえない。今後の公平性のみ担保することとする。